

社会福祉法人愛の泉福祉会

役員及び評議員の報酬等及び費用弁償規程

役員及び評議員の報酬等及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛の泉福祉会（以下「法人」という。）の定款第九条及び第二三条に基づき役員及び評議員の報酬等及び費用弁償について規定するものである。

(範囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

- (1) 役員報酬
- (2) 評議員報酬
- (3) 費用弁償

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(報酬等)

第4条 役員報酬は、役員が理事長の招集に応じ理事会に出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

- 2 監事が監査のため出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。
- 3 評議員報酬は、評議員が理事長の招集に応じ評議員会に出席したときは、定款第九条で定める金額の範囲内で、その出席1日につき、5,000円を支給する。

(報酬等の支払)

第5条 報酬等は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(費用弁償)

第6条 費用弁償は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

(改正)

第7条 この規定の改正は、評議員会の決議を得てから改正する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から実施する。

附則

この規定は、平成28年3月10日から実施する。

附則

この規定は、平成29年4月1日から実施する。